

2014年版「税務手帳」追録

(平成26年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

●平成26年度税制改正	1
①国税通則法	1
②法人税	2
③所得税	13
④相続税・贈与税	21
⑤登録免許税・印紙税	24
⑥消費税	25
●健康保険・厚生年金保険の保険料額表	27

●平成26年度税制改正

① 国税通則法

1. 納税の猶予

- (1) 税務署長等は、納税の猶予をする場合には、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。
- (2) 要担保徴取額の最低限度額を100万円に引き上げるとともに、その猶予期間が3月以内の場合には担保を不要とする。
- (3) 納税の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、一定の事項を記載した申請書に、一定の書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手続、納税の猶予の不許可事由及び取消事由並びに申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行う。

2. 調査の事前通知

税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税義務者の同意がある一定の場合に該当するときは、当該納税義務者への通知は、当該税務代理人に対してすれば足りることとする。

3. 国税庁長官の法令解釈と異なる解釈等による裁決

国税庁長官の法令解釈と異なる解釈等による裁決をするときは、国税不服審判所長は、あらかじめその意見を国税庁長

官に通知しなければならないこととする。また、国税庁長官は、国税不服審判所長の意見を相当と認める一定の場合を除き、国税不服審判所長と共同して国税審議会に諮問しなければならないこととし、国税不服審判所長は、その議決に基づいて裁決をしなければならないこととする。

② 法人税

1. 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度等の創設
 - (1) 青色申告書を提出する法人で国家戦略特別区域法の一定の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められたものが、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に、国家戦略特別区域内において、特定事業の実施に関する計画に記載された機械装置、開発研究用器具備品、建物等及び構築物で、一定の規模以上のものの取得等をして、その特定事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等及び構築物については25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等及び構築物については8%）の特別税額控除との選択適用ができることとする。なお、一定の機械装置及び開発研究用器具備品で、中核的な特定事業の用に供されるものについては、即時償却ができることとする。
 - (2) (1)の特別償却の適用を受ける中核的な特定事業の用に供された一定の機械装置及び開発研究用器具備品のうち開発研究の用に供されるものに係る償却費として損金の額に算入する金額は、特別試験研究費の額に該当するものとみなして、特別試験研究費の額の12%相当額の特別税額控除ができることとする。

2. 生産性向上設備投資促進税制の創設

- (1) 青色申告書を提出する法人が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、特定生産性向上設備等の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物については25%）相当額の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物については2%）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとする。
- (2) 平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に、取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供したものについては、即時償却又は取得価額の5%（建物及び構築物については3%）相当額の特別税額控除ができることとする。
- (3) 平成26年4月1日前に終了した事業年度において平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、即時償却又は取得価額の5%（建物及び構築物については3%）相当額の特別税額控除ができることとする。

3. 既存建築物の耐震改修投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成27年3月31日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による報告を行ったものが、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までの間に耐震基準適合建物等を取得又は建設して事業の用に供した場合、その取得価額の25%の特別償却ができることとする。

4. ベンチャー投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法人で、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもののうち、その認定を受けた日からその認定に係る特定新事業開拓投資事業計画に記載された特定新事業開拓投資事業を実施する期間終了の日までの期間内においてその投資事業有限責任組合に出資をしたものが、その特定新事業開拓投資事業計画に従って取得をしたその投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式をその期間内に終了する各事業年度において有している場合において、その株式の価格の低落による損失に備えるため、帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できることとする。なお、この準備金については、その法人の各事業年度開始の日の前日を含む事業年度において損金の額に算入された準備金の金額がある場合には、その各事業年度においてその準備金の金額を益金の額に算入する。

5. 事業再編促進税制の創設

(1) 青色申告書を提出する法人で平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に特定事業再編計画について認定を受けたものが、積立期間内（10年を経過する日又は一定の目標を達成した日まで）の日を含む各事業年度において、特定株式等を有している等の場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その取得価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、

その事業年度において損金の額に算入できることとする。

- (2) この準備金については、基準事業年度等（積立期間内の日を含む各事業年度のうち最後の事業年度等）後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された準備金の金額がある場合には、その準備金の金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを60（又は特定会社が積立期間開始の日からその目標を達成した日までの期間の月数を勘案した数）で除して計算した金額を益金の額に算入する。
- (3) 平成26年4月1日前に終了した事業年度において平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に特定株式等の取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、その準備金積立相当額を損金の額に算入することができることとする。

6. 交際費等の損金不算入制度の見直し

- (1) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額を損金の額に算入しないこととする。
- (2) 中小法人に係る損金算入の特例について、(1)との選択適用とする。

7. 研究開発税制

試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる措置について、青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、その増加試験研究費の額に30%（増加試験研究費割合が30%未

満である場合には、その増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとした上、適用期限を3年延長する。

8. エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除

対象資産からエネルギー消費量との対比における性能の向上に資する機械その他の減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（熱電併給型動力発生装置等）を除外する。

9. 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除

次の見直しを行った上、適用期限を3年延長する。

- (1) 中小企業者等が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得又は製作をして、その指定事業の用に供した場合において、現行措置の適用を受けないときは、即時償却とその取得価額の7%（特定中小企業者等がその指定事業の用に供したものについては、10%）相当額の特別税額控除との選択適用ができる措置を加える。ただし、特別税額控除額については現行措置と合計して当期の税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。
- (2) 平成26年4月1日前に終了した事業年度において平成26年1月20日から平成26年3月31日までの間に、特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業者等に

については10%)相当額を繰越税額控除限度超過額に加算して控除できることとする。

10. 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

国家戦略特別区域の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においてはこの制度を適用しないこととした上、その適用期限を2年延長する。

11. 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除

次の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとする。

- ① 平成27年4月1日前に開始する適用年度：2%以上
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度：3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度：5%以上

(2) 平均給与等支給額に係る要件について、給与等の支給額を継続雇用者に対する給与等の支給額とした上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えることとする。

(注) 法人の経過年度(平成25年4月1日以後に開始し、かつ、平成26年4月1日前に終了する事業年度で、この制度の適用がある事業年度等を除く。)において改正後の要件の全てを満たす場合には、その法人の同日以後最初に終了する事業年度における税額控除限度額は、雇用者給与等支給増加額の10%相当額と経過年度に係る経過雇用者給与等支給増加額の10%相当額との合計額とし、当期の法人税額に対する限度額につ

いて上乗せする。

12. 法人税額から控除される特別控除額の特例

当期の法人税額等から控除できる税額控除可能額の合計額を当期の法人税額等の90%に引き下げることとする。

13. 特定再開発建築物等の割増償却制度

- (1) 都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる計画に国家戦略特別区域法の認定を受けた国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画を含める。
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律の認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される一定の建築物及び構築物につき、5年間、その普通償却限度額の30%の割増償却ができる措置を加える。

14. 海外投資等損失準備金

対象となる特定株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外した上、その適用期限を2年延長する。

15. 準備金の取崩し方法

海外投資等損失準備金等の準備金制度について、青色申告書の提出の承認を取り消された場合又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合の準備金の取崩し方法を一括取崩しとする。

16. 土地の譲渡等がある場合の特別税率／短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率

- (1) 適用停止措置の期限を平成29年3月31日まで延長する。
- (2) 適用除外措置について、範囲等を見直した上、その期限を3年延長する。

17. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

既成市街地等の内から外への買換えについて農業及び林業以外の事業の用に供される買換え資産の対象区域に都市開発区域を加える等の見直しを行った上、長期所有の土地等に係る措置（9号）を除き、適用期限を3年延長する。

18. 適用期限の延長・適用の廃止

- (1) 以下の適用期限を2年延長する。
 - ・雇用者の数が増加した場合の特別税額控除
 - ・中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用
 - ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- (2) 以下の適用期限を1年延長する。
 - ・次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却
 - ・認定研究開発事業法人等の課税の特例
- (3) 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を撤廃する。
- (4) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象資産から構築物及び車両運搬具を除外した上、適用期限を2年延長する。
- (5) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適

用期限を3年延長する。

- (6) 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

19. 復興支援のための措置

- (1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

① 産業集積事業用機械装置について即時償却ができる措置の適用期限を2年延長する。

② 復興居住区域に係る措置の適用期限を3年延長する。

- (2) 被災代替資産等の特別償却制度について、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものの償却割合を次のとおりとし、これまでの償却割合を維持する。

① 建物又は構築物：15%（中小企業は18%）

② 機械装置又は一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具：30%（中小企業にあつては36%）

- (3) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の適用対象を見直した上、適用期限を3年延長する。

- (4) 再投資等準備金制度について、特定復興産業集積区域内にある事業所以外の一定の事業所を有する事業年度においても適用できることとする。

20. 復興特別法人税

- (1) 指定期間を、平成24年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- (2) 課税事業年度について、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後2年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とするほか、みなし課税事業年度

を廃止する。

21. 地方法人税の創設

(1) 法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があることとする。

(2) 地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4.4%の税率を乗じて計算した金額とする。

(注) 平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

22. 国際課税原則の見直し

外国法人に対する課税原則について、「総合主義」を「帰属主義」に見直す。平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

(1) 国内源泉所得

① 国内において行う事業から生ずる所得に代えて恒久的施設帰属所得を国内源泉所得の一つとする。

② 恒久的施設帰属所得は、恒久的施設が外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得とする。

(2) 外国法人に係る外国税額控除制度

恒久的施設を有する外国法人が納付する控除対象外国法人税の額について、控除限度額の範囲内で恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税の額から控除する。

(3) 内国法人の外国税額控除

① 国外事業所得の範囲を国外事業所等帰属所得とする。

② 外国税額控除の適用を受ける内国法人は、他の者との

間で行った取引のうち当該取引から生ずる所得が当該内国法人の国外事業所等に帰せられるものに係る明細を記載した書類及び当該内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係る明細を記載した書類を作成しなければならない。

(4) 外国法人等の内部取引に係る課税の特例の創設

恒久的施設を有する外国法人等の本店等と恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過少となる時、又は損金の額に算入すべき金額が過大となる時は、当該内部取引は独立企業間価格によるものとする。

(5) 国外所得金額の計算の特例の創設

内国法人等の本店等と国外事業所等の間の内部取引の対価とした額が独立企業間価格と異なることにより、外国税額控除の基礎となる国外所得金額の計算上、その内部取引に係る収益の額が過大となる時、又は損失等の額が過少となる時は、当該内部取引は独立企業間価格によるものとみなす。

(6) 租税回避の防止

外国法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長の認めるところにより、法人税の課税標準、税額等を計算することができる。

(7) 過少資本税制

適用対象から、外国法人が支払う負債の利子等を除外する。

(8) 過大支払利子税制

対象となる関連者支払利子等の額に外国法人の恒久的施設と本店等との間の内部支払利子を含める。

23. 移転価格税制

- (1) 法人税の更正期限等の特例の対象に地方法人税を加える。
- (2) 納税の猶予について、要担保徴取額の最低限度額を100万円に引き上げるとともに、その猶予期間が3月以内の場合には担保を不要とする。
(注) 平成27年4月1日以後に申請される納税の猶予について適用する。
- (3) 対象となる非関連者を通じた取引の範囲に役務提供取引等を加える。

③ 所得税

1. 給与所得控除の見直し

- (1) 給与所得控除の上限額を、平成28年分の所得税については230万円（給与収入1,200万円を超える場合の給与所得控除額）に、平成29年分以後の所得税については220万円（給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額）に、それぞれ引き下げる。
- (2) 給与所得控除の上限の引下げに伴い、給与所得者の特定支出の控除の特例について、一律に、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1に相当する金額を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算する。

2. 債務免除を受けたことにより生じる経済的な利益

- (1) 居住者が、破産法の規定による免責許可の決定又は再生計画認可の決定があった場合その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合に、その有する債務

の免除を受けたときは、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、一定の金額を除き、その者の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととする。

- (2) 青色申告書を提出する個人が、債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた場合において、その個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる一定の資産（対象資産）の価額について定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額とされる一定の金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、この特例を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。

(注) 平成26年4月1日以後に債務処理計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用する。

3. 所得税の予定納税制度

- (1) 国税通則法による納期限の延長（期限延長）により、第1期又は第2期において納付すべき予定納税額の納期限がその年12月31日後となる場合は、その期限延長の対象となった予定納税額は、ないものとする。
- (2) 予定納税額等の通知について、その年6月15日において第1期に納付すべき予定納税額の納期限が国税通則法の規定により延長され、又は延長される見込みである場合には、その年7月31日（納期限が延長された場合には、その延長後の納期限）の1月前の日までに行うものとする。ただし、その延長後の納期限がその年12月31日後となる場合には、その通知は要しないものとする。

4. 公的年金等に係る確定申告不要制度等

- (1) 源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は適用できないこととする。
- (2) 二以上の居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者をいずれの居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかの判定の基礎となる申告書等の範囲に、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を加える。

(注) (1)の改正は平成27年分以後の所得税について適用し、(2)の改正は平成26年分以後の所得税について適用する。

5. ゴルフ会員権等の譲渡損失

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を加える。

(注) 平成26年4月1日以後の資産の譲渡等により生ずる損失の金額及び同日以後の災害等により生ずる損失の金額について適用する。

6. 雑損控除の対象となる資産の損失の金額

その資産が家屋等の使用又は期間の経過により減価するものである場合には、その資産の損失が生じた時の直前におけるその資産の価額を基礎として計算する方法のほか、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額を基礎として計算する方法を追加する。

7. 金融・証券税制

- (1) 発行法人から与えられた株式を取得する権利の譲渡によ

る収入金額

居住者が新株予約権等（株式を無償又は有利な価額により取得することができる権利）を発行法人から与えられた場合において、その権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、事業所得、給与等、退職手当等、一時所得又は雑所得に係る収入金額とみなすこととする。

（注）平成26年4月1日以後に行う権利の譲渡について適用する。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる特定公社債の範囲について、次の措置を講ずる。

① 社債のうちその発行の日前9月以内（外国法人は、12月以内）に有価証券報告書等を内閣総理大臣に提出している法人が発行するものとする。

② 平成27年12月31日以前に発行された公社債の範囲から、その発行の時に同族会社に該当する会社が発行した社債を除外する。

（注）平成28年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用する。

(3) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。

① 適用対象となる地域再生法の認定地域再生計画に記載された事業を行う株式会社の確認期限を2年延長する。

② 適用対象となる特定株式の範囲に、沖縄振興特別措置法に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に指定を受けたものにより発行される株式を追加する。

- (4) 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例について、対象となる割引債の範囲に、利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものに代えて、利子が支払われる公社債でその発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものを加える。

(注) 平成28年1月1日以後に支払われる割引債の償還金について適用する。

- (5) 金融商品取引業者等は、その顧客からの依頼により国外証券移管等をしたときは、国外証券移管等調書を営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととする。

(注) 平成27年1月1日以後に金融商品取引業者等の営業所等の長に依頼する国外証券移管等について適用する。

8. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 (NISA)

非課税口座を開設している又は開設していた居住者等は、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間内に、一定の手続の下で非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることができることとする。ただし、当該非課税口座を廃止した年分又はその再設定しようとする年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れていた場合には、これらの年分は、非課税口座の再開設又は非課税管理勘定の再設定をすることはできない。

(注) 平成27年1月1日以後に提出する金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口座廃止届出書について適用する。

9. 土地・住宅税制

- (1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象を見直した上、適用期限を3年延長する。
- (2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が一定の公共的な施設の設置及び管理を行う業務を主たる目的とする地方独立行政法人に買い取られる場合を加える。

(注) 平成26年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用する。

- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象の見直しを行う。
- (4) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額の要件を1億円以下に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 平成26年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用する。

- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、居住者が、要耐震改修住宅を取得した場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、その者の居住の用に供する日（当該取得の日から6月以内の日に限る。）までに当該耐震改修により耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、本特別控除の適用を受けることができることとする。

(注) 平成26年4月1日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用する。

- (6) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。
- (7) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限を2年延長する。

10. 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例

- (1) 相続財産である土地等の譲渡をした場合の譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する金額を、その譲渡をした土地等に対応する相続税相当額とする。
- (2) 相続財産の譲渡に係る所得税の確定申告書の提出期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書を提出した者は、その相続税申告書を提出した日の翌日から2月以内に限り、更正の請求によりこの特例の適用を受けることができることとする。

(注) 平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡する場合について適用する。

11. 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

- (1) 非課税承認を受けた財産等（非課税財産等）を有する公益法人等が事前届出を行わずに合併等により他の公益法人等に資産を移転した場合に、当該他の公益法人等がその資産が非課税財産等であることを知った日の翌日から2月以内に一定の書類を国税庁長官に提出したときは、非課税特例の継続適用を受けることができることとする。
- (2) 個人から贈与等を受けた資産（受贈資産）を有する公益法人等がその受贈資産の移転につき非課税特例の継続適用を受けようとする場合には、その公益法人等は、国税庁長官に対し、その受贈資産が非課税財産等であることの確認

を求めることができることとする。

(注) 平成26年4月1日以後に書類を提出する場合及び公益法人等が確認を求める場合について適用する。

12. 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例

- (1) 非課税の特例の対象に、重要文化財を一定の公共的な施設の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に譲渡した場合を加える。
- (2) 2分の1課税の特例について、その適用対象に重要有形民俗文化財を(1)の地方独立行政法人に譲渡した場合を加えた上、その適用期限を2年延長する。

(注) 平成26年4月1日以後に行う重要文化財又は重要有形民俗文化財の譲渡について適用する。

13. 政治活動に関する寄附

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を5年延長する。

14. 復興支援のための措置

- (1) 東日本大震災により住宅、家財等、事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から3年以内にする事ができなかった居住者が、当該事情のやんだ日の翌日から3年以内にその支出をしたときは、災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとする。

(注) 平成26年1月1日以後にする震災関連原状回復支

出について適用する。

- (2) 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている青色申告書を提出する個人で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の対象となったもの又は産業復興機構の組合財産である債権の債務者であるものについて、一定の要件を満たす債務処理に関する計画が策定された場合には、債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けることができることとする。

(注) 平成26年4月1日以後に債務処理に関する計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用する。

- (3) 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の対象となった内国法人（中小企業者に該当するものに限る。）の取締役等である個人で当該内国法人の保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で現に当該内国法人の事業の用に供されているものを、同機構の定めた準則に従って策定された債務処理計画に基づき当該内国法人に贈与した場合、債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の対象とする。

(注) 平成26年4月1日以後に債務処理に関する計画に基づき内国法人に資産を贈与する場合について適用する。

4 相続税・贈与税

1. 相続税の延納

要担保徴取額の最低限度額を100万円に引き上げる。

(注) 平成27年4月1日以後に提出される申請書に係る延納の許可について適用する。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

贈与により住宅取得等資金の取得をした者が、要耐震改修住宅用家屋を取得した場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、贈与の翌年3月15日までに耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、本非課税措置等の適用を受けることができることとする。

(注) 平成26年4月1日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

3. 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度等

農地等を譲渡した場合の買換え特例について、三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合の買換え農地等の対象に、取得時に農地等に該当しないものであっても、譲渡後1年以内に農地等に該当することとなる土地を追加する等の見直しを行う。

(注) 平成26年4月1日以後の収用交換等のための譲渡又は農地中間管理事業のための貸付け等について適用する。

4. 医療法人の持分に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度等の創設

(1) 贈与税

認定医療法人の出資者が持分の放棄をしたことにより他の出資者に贈与税が課される場合には、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該放棄により受けた利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、担保の提供を条件に、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当

該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

(2) 相続税

相続人が経過措置医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、担保の提供を条件に、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

(注) 移行計画の認定制度の施行の日以後のみなし贈与又は相続若しくは遺贈に係る贈与税又は相続税について適用する。

5. 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

(1) 警戒区域設定指示等の対象区域内に居住していた者に係る受贈期限を警戒区域設定指示等の解除後1年を経過する日に延長する。

(注) 平成26年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

(2) 贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者が、要耐震改修住宅用家屋を取得した場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、贈与の翌年3月15日までに当該耐震改修により耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、本非課税措置の適用を受けることができることとする。

(注) 平成26年4月1日以後の贈与により取得する住宅

取得等資金に係る贈与税について適用する。

⑤ 登録免許税・印紙税

1. 住宅用家屋に係る所有権の移転登記

個人が、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を、1,000分の1に軽減する措置を講ずる。

2. 復興支援のための税制上の措置

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を2年延長する。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を2年延長する。

3. 所有権の保存登記

- (1) 国家戦略特別区域法の国家戦略民間都市再生事業を定めた同法の区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことによりその事業の実施主体に対して都市再生特別措置法の民間都市再生事業計画の認定があったものとみなされた場合には、その計画に基づいて行われる都市再生事業により整備される建築物について、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を適用できることとする。

- (2) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を2年延長する。
- ・ 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置
 - ・ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減措置

⑥ 消費税

1. 輸出物品販売場制度

- (1) 輸出物品販売場を経営する事業者が、一定の要件を満たして譲渡する消耗品（その外国人旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する50万円までのものに限る。）を免税対象物品に加える。
- (2) その外国人旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する一般物品の額が100万円を超える場合には、輸出物品販売場を経営する事業者が保存しなければならない書類に、その外国人旅行者が所持する旅券等の写しを加える。
- （注）平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用する。

2. 課税売上割合の計算

金銭債権の譲渡については、その譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入する。

（注）平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用する。

3. 簡易課税制度のみなし仕入率

- (1) 金融業及び保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入率を50%とする。

(2) 不動産業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を40%とする。

(注) 平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用する。ただし、平成26年10月1日前に簡易課税制度選択適用届出書を提出した事業者で当該課税期間につき簡易課税制度の強制適用を受けるものについては、簡易課税制度の適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の末日の翌日以後に開始する課税期間について適用する。

●健康保険・厚生年金保険の保険料額表

(平成26年9月分～)

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		健康保険料率 (全国健康保険協会)		厚生年金保険料率 (一般の被保険者)					
等級	月額(A)	日額	円以上	円未満	全都道府県別	17.474%						
					全額	折半額	全額	折半額				
1	58,000	1,930		～63,000	標準報酬月額(A)に次頁の都道府県別健康保険料率を介護保険第2号被保険者か否かを判断し、該当率を乗じた金額							
2	68,000	2,270	63,000	～73,000								
3	78,000	2,600	73,000	～83,000								
4	88,000	2,930	83,000	～93,000								
5(1)	98,000	3,270	93,000	～101,000					17,124.52		8,562.26	
6(2)	104,000	3,470	101,000	～107,000					18,172.96		9,086.48	
7(3)	110,000	3,670	107,000	～114,000					19,221.40		9,610.70	
8(4)	118,000	3,930	114,000	～122,000					20,619.32		10,309.66	
9(5)	126,000	4,200	122,000	～130,000					22,017.24		11,008.62	
10(6)	134,000	4,470	130,000	～138,000					23,415.16		11,707.58	
11(7)	142,000	4,730	138,000	～146,000					24,813.08		12,406.54	
12(8)	150,000	5,000	146,000	～155,000					26,211.00		13,105.50	
13(9)	160,000	5,330	155,000	～165,000					27,958.40		13,979.20	
14(10)	170,000	5,670	165,000	～175,000					29,705.80		14,852.90	
15(11)	180,000	6,000	175,000	～185,000					31,453.20		15,726.60	
16(12)	190,000	6,330	185,000	～195,000					33,200.60		16,600.30	
17(13)	200,000	6,670	195,000	～210,000					34,948.00		17,474.00	
18(14)	220,000	7,330	210,000	～230,000					38,442.80		19,221.40	
19(15)	240,000	8,000	230,000	～250,000					41,937.60		20,968.80	
20(16)	260,000	8,670	250,000	～270,000					45,432.40		22,716.20	
21(17)	280,000	9,330	270,000	～290,000					48,927.20		24,463.60	
22(18)	300,000	10,000	290,000	～310,000					52,422.00		26,211.00	
23(19)	320,000	10,670	310,000	～330,000					55,916.80		27,958.40	
24(20)	340,000	11,330	330,000	～350,000					59,411.60		29,705.80	
25(21)	360,000	12,000	350,000	～370,000					62,906.40		31,453.20	
26(22)	380,000	12,670	370,000	～395,000					66,401.20		33,200.60	
27(23)	410,000	13,670	395,000	～425,000					71,643.40		35,821.70	
28(24)	440,000	14,670	425,000	～455,000					76,885.60		38,442.80	
29(25)	470,000	15,670	455,000	～485,000					82,127.80		41,063.90	
30(26)	500,000	16,670	485,000	～515,000					87,370.00		43,685.00	
31(27)	530,000	17,670	515,000	～545,000					92,612.20		46,306.10	
32(28)	560,000	18,670	545,000	～575,000					97,854.40		48,927.20	
33(29)	590,000	19,670	575,000	～605,000					103,096.60		51,548.30	
34(30)	620,000	20,670	605,000	～635,000					108,338.80		54,169.40	
35	650,000	21,670	635,000	～665,000								
36	680,000	22,670	665,000	～695,000								
37	710,000	23,670	695,000	～730,000								
38	750,000	25,000	730,000	～770,000								
39	790,000	26,330	770,000	～810,000								
40	830,000	27,670	810,000	～855,000								
41	880,000	29,330	855,000	～905,000								
42	930,000	31,000	905,000	～955,000								
43	980,000	32,670	955,000	～1,005,000								
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～1,055,000								
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～1,115,000								
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～1,175,000								
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～								

*詳しくは、日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) でご確認ください。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（平成26年3月分～）

（単位：％）

都道府 県名	健康保険料率		都道府 県名	健康保険料率	
	介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方		介護保険第2号 被保険者に該当 しない方	介護保険第2号 被保険者に該当 する方
北海道	10.12	11.84	滋賀県	9.97	11.69
青森県	10.00	11.72	京都府	9.98	11.70
岩手県	9.93	11.65	大阪府	10.06	11.78
宮城県	10.01	11.73	兵庫県	10.00	11.72
秋田県	10.02	11.74	奈良県	10.02	11.74
山形県	9.96	11.68	和歌山県	10.02	11.74
福島県	9.96	11.68	鳥取県	9.98	11.70
茨城県	9.93	11.65	鳥根県	10.00	11.72
栃木県	9.95	11.67	岡山県	10.06	11.78
群馬県	9.95	11.67	広島県	10.03	11.75
埼玉県	9.94	11.66	山口県	10.03	11.75
千葉県	9.93	11.65	徳島県	10.08	11.80
東京都	9.97	11.69	香川県	10.09	11.81
神奈川県	9.98	11.70	愛媛県	10.03	11.75
新潟県	9.90	11.62	高知県	10.04	11.76
富山県	9.93	11.65	福岡県	10.12	11.84
石川県	10.03	11.75	佐賀県	10.16	11.88
福井県	10.02	11.74	長崎県	10.06	11.78
山梨県	9.94	11.66	熊本県	10.07	11.79
長野県	9.85	11.57	大分県	10.08	11.80
岐阜県	9.99	11.71	宮崎県	10.01	11.73
静岡県	9.92	11.64	鹿児島県	10.03	11.75
愛知県	9.97	11.69	沖縄県	10.03	11.75
三重県	9.94	11.66			

- * 1. 40歳から65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.72％）が加わり、上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

